

仕 様 書

1 適用

本仕様書は、令和 8 年度施設発生物品及び返還物品の売払い（海上自衛隊呉地方総監部、海上自衛隊第 1 術科学学校及び米軍施設 F A C 4 0 8 4 広弾薬庫）（以下「本売払」という。）に関し、必要事項を定めるものである。

2 保管場所及び数量（参考数量）

（単位：t）

保管場所	鉄屑	銅屑	ステンレス屑	アルミ屑	計
広島県呉市 海上自衛隊呉地方総監部	0.07	-	0.13	-	0.20
広島県江田島市 海上自衛隊第 1 術科学学校（大原地区・長浜地区）	913.43	(2.80) 4.47	-	7.30	(923.53) 925.20
広島県呉市 米軍施設 F A C 4 0 8 4 広弾薬庫	35.14	-	-	-	35.14
全保管場所合計	948.64	(2.80) 4.47	0.13	7.30	(958.87) 960.54

上記数量は、現場説明の際に買取希望業者が直接現物を確認し判断すること。
なお、表中括弧内の数量は銅線類の被覆等を除いた場合の重量である。

3 引渡条件

現状のまま保管場所において引き渡す。物品の搬出作業は、原則として、中国四国防衛局職員（以下「担当者」という。）の立会のもと行うこととする。

4 搬出期間等

- (1) 本売払に伴う物品の搬出期間は、契約締結後、物品管理官から受注者へ物品の引渡証書が交付された日から令和 8 年 9 月 3 0 日までとする。
- (2) 搬出日は、担当者及び部隊担当者とは別途調整の上、決定するものとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (3) 作業時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとし、午後 5 時までに保管施設から退出するものとする。ただし、担当者及び部隊担当者から別途指示のあるときは、この限りでない。

5 事前確認内容

- (1) 受注者は、搬出作業を行うにあたっては、搬出作業日から 7 日前までに、次の(ア)～(エ)の事項を担当者に通知すること。また、担当者及び部隊担当者とは、搬出経路、作業期間、遵守事項等その他必要事項について、事前確認を行う。
 - (ア) 作業日程
 - (イ) 使用機材及び使用車両の台数、規格及び車番
 - (ウ) 現場担当者の会社名、氏名及び連絡先（携帯電話番号）
 - (エ) その他、担当者または部隊担当者から事前に指示のあった事項
- (2) 各保管場所ごとの搬出初日は、担当者、受注者、部隊担当者の 3 者で、搬出作業前に作業の細部事項に関する確認を行う。

6 遵守事項

受注者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 保管場所である部隊での搬出作業に際し、作業指定区域以外にはみだりに立ち入らないものとする。又、部隊内での行動について、部隊の定める規則等を遵守し、部隊担当者の指示に従うものとする。
- (2) 本売払に伴う物品の搬出に当たっては、搬出作業上当然に要求される注意義務をもって、安全、迅速かつ完全を実施するとともに、近隣住民等への影響を最小にするためのあらゆる措置を講ずるものとする。
なお、損害を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。
- (3) 各日の搬出作業が終了した都度、担当者及び部隊担当者にその旨を報告するものとする。
- (4) 各保管場所ごとに、本売払に伴う物品の搬出を完了した後、部隊担当者の確認を受けること。
なお、確認を受けた後、保管場所及び搬出経路の清掃、整地が必要と認められた場合は、部隊担当者の指示に従い清掃、整地を実施し、原状回復に努めること。
- (5) この仕様書に定めのない事項に関し生じた疑義については、担当者と協議するものとする。